

令和6年 第3回金沢市教育委員会定例会議

1 日 時：令和6年3月27日（水） 13時30分～15時00分（予定）

2 場 所：金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室

3 審議等

	頁
議案第4号 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について (教育総務課)・・・	1
議案第5号 金沢市学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則制定について (教育総務課)・・・	10
議案第6号 金沢市学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項の教育委員会規則で定める日を定める 規則制定について (教育総務課)・・・	12
議案第7号 金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について (教育総務課)・・・	14
議案第8号 金沢市立工業高等学校学則の一部改正について (市立工業高等学校事務局)・・・	18
議案第9号 金沢子ども読書推進プラン2024の策定について (図書館総務課)・・・	22
報告第4号 令和5年度児童生徒の体力・運動能力調査結果の概要について (学校指導課)・・・	25
その他 (1) 金沢市立工業高等学校の卒業生進路状況及び下半期活動状況等（令和5年9月～令和6年3月）について (2) 次回の定例会議の日程について	

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について

令和6年3月27日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について

改正理由

行政組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

改正内容

特別支援教育サポートセンターの設置に伴う見直し

- (1) 学校教育センターに企画庶務係を新設
- (2) 学校指導課の特別支援教育の推進に関する事項を特別支援教育サポートセンターへ移管

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

教育プラザ	学校教育センター	教育相談係 研修係
-------	----------	--------------

を

「

教育プラザ	学校教育センター 特別支援教育サポートセンター	企画庶務係 教育相談係 研修係
-------	----------------------------	-----------------------

に

改める。

第4条第1項の表中

	ウ 特別支援教育の推進に関する事項 エ 人権教育の推進に関する事項 オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 カ 健康教育の推進に関する事項 キ 学校の保健計画に関する事項	を
--	---	---

	ウ 人権教育の推進に関する事項 エ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 オ 健康教育の推進に関する事項 カ 学校の保健計画に関する事項	に
--	--	---

改め、同条第2項の表中

学校教育 センター	教育相談係	1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学校教育に係る相談に関する事項 3 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 4 教育プラザの施設の維持管理に関する事項 5 他係に属しない事項	を
	研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項	

学校教育 センター	企画庶務係	1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 3 教育プラザの施設の維持管理に関する事項 4 他係に属しない事項	に
	教育相談係	1 学校教育に係る相談に関する事項	
	研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項	
特別支援教育サポート センター	1 特別支援教育の推進に関する事項		

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正案			現行		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 金沢市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 金沢市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p>		
事務局等	課等	係	事務局等	課等	係
事務局	教育総務課 教育施設等整備室 学校職員課 学校指導課 生徒指導支援室 生涯学習課 中央公民館 キゴ山ふれあい研修センター 図書館総務課 玉川図書館 泉野図書館 玉川こども図書館 金沢海みらい図書館	企画庶務係 施設管理係 学校事務係 学校給食係 学校職員係 企画庶務係 小学校指導係 中学校指導係 デジタル・学力向上係 家庭教育係 地域教育係 総務係	事務局	教育総務課 教育施設等整備室 学校職員課 学校指導課 生徒指導支援室 生涯学習課 中央公民館 キゴ山ふれあい研修センター 図書館総務課 玉川図書館 泉野図書館 玉川こども図書館 金沢海みらい図書館	企画庶務係 施設管理係 学校事務係 学校給食係 学校職員係 企画庶務係 小学校指導係 中学校指導係 デジタル・学力向上係 家庭教育係 地域教育係 総務係
教育プラザ	学校教育センター 特別支援教育サポートセンター	企画庶務係 教育相談係 研修係	教育プラザ	学校教育センター (新設)	(新設) 教育相談係 研修係
<p>2 事務局に教育次長を、前項の表に規定する教育プラザ、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ、事務局等に次長等を、課等に課長補佐等を置く</p>			<p>2 事務局に教育次長を、前項の表に規定する教育プラザ、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ、事務局等に次長等を、課等に課長補佐等を置く</p>		

ことができる。

(教育次長等の職務)

第3条 教育次長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌理する。

- 2 次長等は、上司の命を受け、所管の事務を掌理する。
- 3 教育プラザの長及び課長等は、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 課長補佐等は、課長等を補佐し、所管の事務を掌理する。
- 5 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

(事務局の各課等の分掌事務)

第4条 事務局の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
教育総務課	企画庶務係	1 教育委員会の会議、交際及び渉外に関する事項
		2 教育委員の報酬及び費用弁償に関する事項
		3 教育行政の主要施策の企画及び調整に関する事項
		4 規則の制定又は改廃の総括に関する事項
		5 事務局その他教育機関の組織及び分掌事務に関する事項
		6 公告式に関する事項
		7 公印の管守に関する事項
		8 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の人事、服務、研修及び福利厚生に関する事項
		9 教育予算執行の総括に関する事項
		10 事務局の文書の収受に関する事項
		11 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項
		12 事務局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
施設管理係		1 教育財産の総括管理に関する事項
		2 義務教育施設の管理に関する事項
		3 通学路の整備に関する事項
		4 学校の環境衛生管理に関する事項
学校事務係		1 通学区域の設定及び変更に関する事項
		2 児童及び生徒の入学及び転学の手続に関する事項

ことができる。

(教育次長等の職務)

第3条 教育次長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌理する。

- 2 次長等は、上司の命を受け、所管の事務を掌理する。
- 3 教育プラザの長及び課長等は、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 課長補佐等は、課長等を補佐し、所管の事務を掌理する。
- 5 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

(事務局の各課等の分掌事務)

第4条 事務局の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
教育総務課	企画庶務係	1 教育委員会の会議、交際及び渉外に関する事項
		2 教育委員の報酬及び費用弁償に関する事項
		3 教育行政の主要施策の企画及び調整に関する事項
		4 規則の制定又は改廃の総括に関する事項
		5 事務局その他教育機関の組織及び分掌事務に関する事項
		6 公告式に関する事項
		7 公印の管守に関する事項
		8 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の人事、服務、研修及び福利厚生に関する事項
		9 教育予算執行の総括に関する事項
		10 事務局の文書の収受に関する事項
		11 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項
		12 事務局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
施設管理係		1 教育財産の総括管理に関する事項
		2 義務教育施設の管理に関する事項
		3 通学路の整備に関する事項
		4 学校の環境衛生管理に関する事項
学校事務係		1 通学区域の設定及び変更に関する事項
		2 児童及び生徒の入学及び転学の手続に関する事項

		<ul style="list-style-type: none"> 3 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事項 4 学齢簿の管理に関する事項 5 就学援助に関する事項 6 私立学校（幼稚園を除く。）の助成に関する事項
	学校給食係	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校給食の計画及び指導に関する事項 2 学校給食の管理運営に関する事項
	教育施設等整備室	<ul style="list-style-type: none"> 1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項 3 学校給食の施設整備に関する事項 4 義務教育施設と連携する施設の整備に関する事項
学校職員課	学校職員係	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校職員等の人事及びサービスに関する事項 2 学校職員等に係る人材育成に関する施策の企画及び調整に関する事項 3 学校職員等の健康管理に関する事項 4 市立工業高等学校との連絡調整に関する事項 5 教職員団体等との交渉に関する事項
学校指導課	企画庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校教育に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項（教育総務課が所管する事項を除く。） 3 教材、教具等の整備に関する事項 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項 5 他係に属しない事項
	小学校指導係	<ul style="list-style-type: none"> 1 小学校に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校運営の指導助言に関する事項（デジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） イ 児童の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びにデジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） （削る） ウ 人権教育の推進に関する事項 エ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 オ 健康教育の推進に関する事項 カ 学校の保健計画に関する事項
	中学校指導係	<ul style="list-style-type: none"> 1 中学校に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校運営の指導助言に関する事項（デジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） イ 生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びにデジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管

		<ul style="list-style-type: none"> 3 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事項 4 学齢簿の管理に関する事項 5 就学援助に関する事項 6 私立学校（幼稚園を除く。）の助成に関する事項
	学校給食係	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校給食の計画及び指導に関する事項 2 学校給食の管理運営に関する事項
	教育施設等整備室	<ul style="list-style-type: none"> 1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項 3 学校給食の施設整備に関する事項 4 義務教育施設と連携する施設の整備に関する事項
学校職員課	学校職員係	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校職員等の人事及びサービスに関する事項 2 学校職員等に係る人材育成に関する施策の企画及び調整に関する事項 3 学校職員等の健康管理に関する事項 4 市立工業高等学校との連絡調整に関する事項 5 教職員団体等との交渉に関する事項
学校指導課	企画庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校教育に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項（教育総務課が所管する事項を除く。） 3 教材、教具等の整備に関する事項 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項 5 他係に属しない事項
	小学校指導係	<ul style="list-style-type: none"> 1 小学校に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校運営の指導助言に関する事項（デジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） イ 児童の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びにデジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） ウ 特別支援教育の推進に関する事項 エ 人権教育の推進に関する事項 オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 カ 健康教育の推進に関する事項 キ 学校の保健計画に関する事項
	中学校指導係	<ul style="list-style-type: none"> 1 中学校に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校運営の指導助言に関する事項（デジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） イ 生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びにデジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管

		する事項を除く。) (削る) ウ 人権教育の推進に関する事項 エ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 オ 健康教育の推進に関する事項 カ 学校の保健計画に関する事項
	デジタル・学力向上係	1 小学校及び中学校の学習に関する次に掲げる事項 ア 情報通信技術の利活用の推進に関する事項 イ 情報システムの運用管理に関する事項 2 小学校及び中学校における学力向上に関する事項
	生徒指導支援室	1 小学校及び中学校における生徒指導の支援に関する事項
生涯学習課	家庭教育係	1 生涯学習に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項 3 成人教育の推進に関する事項 4 家庭教育の振興に関する事項 5 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項 6 社会教育委員に関する事項 7 市民憲章に関する事項 8 他係に属しない事項
	地域教育係	1 高齢者教育の推進に関する事項 2 女性教育の推進に関する事項 3 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の育成及び指導に関する事項 4 地区公民館に関する事項 5 学校施設の開放に関する事項（学校施設の利用の許可に関する事項を除く。）
	中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項
	キゴ山ふれあい研修センター	1 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 里山における人々の営み及び文化の体験的な学習活動に関する事項 3 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動に関する事項 4 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関する事項 5 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等の振興に関する事項

		する事項を除く。) ウ 特別支援教育の推進に関する事項 エ 人権教育の推進に関する事項 オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 カ 健康教育の推進に関する事項 キ 学校の保健計画に関する事項
	デジタル・学力向上係	1 小学校及び中学校の学習に関する次に掲げる事項 ア 情報通信技術の利活用の推進に関する事項 イ 情報システムの運用管理に関する事項 2 小学校及び中学校における学力向上に関する事項
	生徒指導支援室	1 小学校及び中学校における生徒指導の支援に関する事項
生涯学習課	家庭教育係	1 生涯学習に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項 3 成人教育の推進に関する事項 4 家庭教育の振興に関する事項 5 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項 6 社会教育委員に関する事項 7 市民憲章に関する事項 8 他係に属しない事項
	地域教育係	1 高齢者教育の推進に関する事項 2 女性教育の推進に関する事項 3 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の育成及び指導に関する事項 4 地区公民館に関する事項 5 学校施設の開放に関する事項（学校施設の利用の許可に関する事項を除く。）
	中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項
	キゴ山ふれあい研修センター	1 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 里山における人々の営み及び文化の体験的な学習活動に関する事項 3 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動に関する事項 4 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関する事項 5 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等の振興に関する事項

		6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項
図書館総務課	総務係	1 市立図書館の統括に関する事項 2 市立図書館の施策の総合的企画及び調整に関する事項
玉川図書館 泉野図書館 玉川こども図書館 金沢海みらい図書館		1 金沢市図書館規則に定める事項

2 教育プラザの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

事務局等・課等・係		分掌事務
教育プラザ		1 学校教育に携わる職員の資質の向上及び学校教育に係る相談に関する事項
学校教育センター	企画庶務係	1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 3 教育プラザの施設の維持管理に関する事項 4 他係に属しない事項
	教育相談係	(削る) 1 学校教育に係る相談に関する事項 (削る) (削る) (削る)
	研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項
特別支援教育サポートセンター		1 特別支援教育の推進に関する事項

		6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項
図書館総務課	総務係	1 市立図書館の統括に関する事項 2 市立図書館の施策の総合的企画及び調整に関する事項
玉川図書館 泉野図書館 玉川こども図書館 金沢海みらい図書館		1 金沢市図書館規則に定める事項

2 教育プラザの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

事務局等・課等・係		分掌事務
教育プラザ		1 学校教育に携わる職員の資質の向上及び学校教育に係る相談に関する事項
学校教育センター	(新設)	(新設)
	教育相談係	1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学校教育に係る相談に関する事項 3 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 4 教育プラザの施設の維持管理に関する事項 5 他係に属しない事項
	研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項
(新設)		(新設)

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則制定について

令和6年3月27日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則制定について

制定理由

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例（令和３年条例第13号）附則ただし書において、第３条の規定（金沢市立中央小学校芳齋分校の一時的な位置を定める附則を削る改正規定）は、教育委員会規則で定める日から施行するとしたが、その日を令和６年４月１日とする。

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例（令和３年条例第13号）附則ただし書に規定する教育委員会規則で定める日（第３条の規定に係る部分に限る。）は、令和６年４月１日とする。

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項の教育委員会規則で
定める日を定める規則制定について

令和6年3月27日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項の教育委員会規則で定める日を定める規則制定について

制定理由

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例（令和4年条例第36号）附則第2項において、金沢市立長町中学校芳齋分校の位置（金沢市芳齋2丁目3番8号）は、同条例の施行の日（令和5年4月1日）から教育委員会規則で定める日までの間は、仮校舎の位置（金沢市小將町1番15号）としたが、その日を令和6年3月31日とする。

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項の教育委員会規則で定める日を定める規則

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例（令和4年条例第36号）附則第2項の教育委員会規則で定める日は、令和6年3月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について

令和6年3月27日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

改正理由

金沢市学校設置条例の一部改正（令和5年3月23日公布、令和6年4月1日施行）及び金沢市立長町中学校芳齋分校の仮校舎に係る期間の終了に伴い、中央共同調理場及び東部共同調理場による学校給食の対象校を一部改める。

改正内容

- 1 中央共同調理場 馬場小学校を削除
長町中学校芳齋分校を追加
- 2 東部共同調理場 長町中学校芳齋分校を削除

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則（昭和47年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の表金沢市学校給食中央共同調理場の項中「明成小学校 馬場小学校」を「明成小学校」に、「新神田小学校」を「新神田小学校 長町中学校芳齋分校」に改め、同表金沢市学校給食東部共同調理場の項中「紫錦台中学校 長町中学校芳齋分校」を「紫錦台中学校」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則（昭和47年教育委員会規則第5号）新旧対照表

改正案		現行	
<p>○金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和47年9月1日 教育委員会規則第5号</p> <p>第1条 金沢市学校給食共同調理場設置条例（昭和47年条例第29号）に規定する学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の給食の対象は、次に掲げる学校に在学する児童・生徒とする。</p>		<p>○金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和47年9月1日 教育委員会規則第5号</p> <p>第1条 金沢市学校給食共同調理場設置条例（昭和47年条例第29号）に規定する学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の給食の対象は、次に掲げる学校に在学する児童・生徒とする。</p>	
共同調理場名	学校名	共同調理場名	学校名
金沢市学校給食森本共同調理場	森本小学校 医王山小学校 花園小学校 不動寺小学校 三谷小学校 医王山中学校	金沢市学校給食森本共同調理場	森本小学校 医王山小学校 花園小学校 不動寺小学校 三谷小学校 医王山中学校
金沢市学校給食栗崎共同調理場	栗崎小学校 浅野川小学校	金沢市学校給食栗崎共同調理場	栗崎小学校 浅野川小学校
金沢市学校給食小立野共同調理場	小立野小学校 犀桜小学校 南小立野小学校 湯涌小学校 芝原中学校	金沢市学校給食小立野共同調理場	小立野小学校 犀桜小学校 南小立野小学校 湯涌小学校 芝原中学校
金沢市学校給食扇台共同調理場	扇台小学校 額小学校 四十万小学校	金沢市学校給食扇台共同調理場	扇台小学校 額小学校 四十万小学校
金沢市学校給食鞍月共同調理場	鞍月小学校 長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 大浦小学校 西小学校	金沢市学校給食鞍月共同調理場	鞍月小学校 長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 大浦小学校 西小学校
金沢市学校給食西南部共同調理場	西南部小学校 米丸小学校 押野小学校 三和小学校	金沢市学校給食西南部共同調理場	西南部小学校 米丸小学校 押野小学校 三和小学校
金沢市学校給食米泉共同調理場	米泉小学校 中村町小学校	金沢市学校給食米泉共同調理場	米泉小学校 中村町小学校
金沢市学校給食泉野共同調理場	泉野小学校 泉小学校 十一屋小学校 長坂台小学校 内川小学校 内川中学校	金沢市学校給食泉野共同調理場	泉野小学校 泉小学校 十一屋小学校 長坂台小学校 内川小学校 内川中学校
金沢市学校給食緑共同調理場	緑小学校 木曳野小学校 金石町小学校 安原	金沢市学校給食緑共同調理場	緑小学校 木曳野小学校 金石町小学校 安原

	小学校 大野町小学校
金沢市学校給食中央共同調理場	中央小学校 中央小学校芳齋分校 明成小学校 _____ 森山町小学校 浅野町小学校 戸板小学校 新神田小学校 長町中学校芳齋分校
金沢市学校給食西部共同調理場	高岡中学校 泉中学校 清泉中学校 高尾台中 学校 長町中学校 西南部中学校 緑中学校 額中学校
金沢市学校給食北部共同調理場	浅野川中学校 鳴和中学校 北鳴中学校 長田 中学校 港中学校 金石中学校 大徳中学校 森本中学校
金沢市学校給食東部共同調理場	田上小学校 兼六小学校 小坂小学校 夕日寺 小学校 犀川小学校 朝霧台小学校 杜の里小 学校 兼六中学校 野田中学校 城南中学校 紫錦台中学校 _____ 犀生中学 校

第2条 共同調理場の業務は、次のとおりとする。

- (1) 献立作成及び栄養衛生の管理に関すること。
- (2) 給食物資の調達に関すること。
- (3) 調理に関すること。
- (4) 輸送に関すること。
- (5) 施設及び設備の管理に関すること。
- (6) その他給食に関すること。

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

	小学校 大野町小学校
金沢市学校給食中央共同調理場	中央小学校 中央小学校芳齋分校 明成小学校 馬場小学校 森山町小学校 浅野町小学校 戸板小学校 新神田小学校 _____
金沢市学校給食西部共同調理場	高岡中学校 泉中学校 清泉中学校 高尾台中 学校 長町中学校 西南部中学校 緑中学校 額中学校
金沢市学校給食北部共同調理場	浅野川中学校 鳴和中学校 北鳴中学校 長田 中学校 港中学校 金石中学校 大徳中学校 森本中学校
金沢市学校給食東部共同調理場	田上小学校 兼六小学校 小坂小学校 夕日寺 小学校 犀川小学校 朝霧台小学校 杜の里小 学校 兼六中学校 野田中学校 城南中学校 紫錦台中学校 長町中学校芳齋分校 犀生中学 校

第2条 共同調理場の業務は、次のとおりとする。

- (1) 献立作成及び栄養衛生の管理に関すること。
- (2) 給食物資の調達に関すること。
- (3) 調理に関すること。
- (4) 輸送に関すること。
- (5) 施設及び設備の管理に関すること。
- (6) その他給食に関すること。

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

金沢市立工業高等学校学則の一部改正について

令和6年3月27日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市立工業高等学校学則の一部改正について

第8類第2章

改正理由

令和6年能登半島地震を機に、入学料及び入学検定手数料に係る還付の規定の見直しを行う。

改正内容

1 還付の規定の整備

現 行 原 則 還付しない

還付対象 入学検定手数料

還付事由 推薦入試不合格又は志願変更期間内の願書取下げの場合

改正案 還付については、市長が別に定めるところによる旨を規定

2 施行日

告示日

金沢市教育委員会告示第 号

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月 日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

第29条を次のように改める。

（授業料等の還付）

第29条 既納の授業料、入学料及び入学検定手数料の還付については、市長が別に定めるところによる。

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">○金沢市立工業高等学校学則</p> <p style="text-align: center;">第1章～第4章 略</p> <p style="text-align: center;">第5章 授業料、入学料及び入学検定手数料等 (授業料等の額)</p> <p>第25条 授業料の徴収に関する手続並びに授業料、入学料及び入学検定手数料の額は、金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年条例第297号。以下「条例」という。）に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(授業料の徴収)</p> <p>第26条 授業料は、各月の15日（その日が土曜日に当たるときは、その日の翌々日）までに徴収する。ただし、入学した年度の4月分に係る授業料（第3項に規定する者に係る授業料を除く。）についてはその月の翌月の15日（その日が土曜日に当たるときは、その日の翌々日）までに、卒業する月分に係る授業料についてはその月の前月の15日（その日が土曜日に当たるときは、その日の翌々日）までに徴収する。</p> <p>2～4 略</p> <p style="text-align: center;">(入学料の納付)</p> <p>第27条 入学料は、入学の日から10日以内（10日目が土曜日に当たるときは、その日の翌々日まで）に納付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(入学検定手数料の納付)</p> <p>第28条 入学検定手数料は、入学願書の提出の際に納付しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">○金沢市立工業高等学校学則</p> <p style="text-align: center;">第1章～第4章 略</p> <p style="text-align: center;">第5章 授業料、入学料及び入学検定手数料等 (授業料等の額)</p> <p>第25条 授業料の徴収に関する手続並びに授業料、入学料及び入学検定手数料の額は、金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年条例第297号。以下「条例」という。）に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(授業料の徴収)</p> <p>第26条 授業料は、各月の15日（その日が土曜日に当たるときは、その日の翌々日）までに徴収する。ただし、入学した年度の4月分に係る授業料（第3項に規定する者に係る授業料を除く。）についてはその月の翌月の15日（その日が土曜日に当たるときは、その日の翌々日）までに、卒業する月分に係る授業料についてはその月の前月の15日（その日が土曜日に当たるときは、その日の翌々日）までに徴収する。</p> <p>2～4 略</p> <p style="text-align: center;">(入学料の納付)</p> <p>第27条 入学料は、入学の日から10日以内（10日目が土曜日に当たるときは、その日の翌々日まで）に納付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(入学検定手数料の納付)</p> <p>第28条 入学検定手数料は、入学願書の提出の際に納付しなければならない。</p>

（授業料等の還付）

第29条 既納の授業料、入学料及び入学検定手数料の還付については、市長が別に定めるところによる。

（未納者に対する処置）

第30条 校長は、授業料の納入を怠った生徒に対しては、登校を停止することができる。

2 略

第6章 略

附 則

1～4 略

5 令和6年能登半島地震が発生した時において、石川県内に住所を有していた入学志願者に係る入学検定手数料（令和6年度の入学に係る入学検定手数料に限る。）についての第28条の規定の適用については、同条中「入学願書の提出の際」とあるのは、「教育長が別に定める日まで」とする。

（入学検定手数料等）

第29条 一旦納付した入学料及び入学検定手数料は返還しない。ただし、入学検定手数料については、推薦入学者の選考に漏れた場合又は志願変更期間内に在学又は出身の中学校の校長の証明を添えて入学願書を取り下げた場合は、この限りでない。

（未納者に対する処置）

第30条 校長は、授業料の納入を怠った生徒に対しては、登校を停止することができる。

2 略

第6章 略

附 則

1～4 略

5 令和6年能登半島地震が発生した時において、石川県内に住所を有していた入学志願者に係る入学検定手数料（令和6年度の入学に係る入学検定手数料に限る。）についての第28条の規定の適用については、同条中「入学願書の提出の際」とあるのは、「教育長が別に定める日まで」とする。

金沢子ども読書推進プラン2024の策定について

令和6年3月27日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢子ども読書推進プラン2024の策定について

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく本市の子供読書推進計画である「金沢子ども読書推進プラン2024(第五次)」については、パブリックコメントにおける意見を踏まえて、2月14日(水)に金沢市子ども読書活動推進会議での審議を終え、次のとおり策定する。

1 金沢子ども読書推進プラン2024(案)の概要

(1) 計画の目標

- ・大人の意識啓発：すべての大人が子供の読書に関心と理解を深め、家庭、地域、学校等社会全体で子供と本を結びつけることが大人の責任と役割であることを認識すること
- ・子どもへの働きかけ：子供の発達段階に応じた読書へのいざないと子供の読書習慣の形成に努めること
- ・環境整備：子供の発達段階やさまざまな生活場面や状況に応じ、子供の求める本や適切な本に出会える機会や環境整備に努めること
- ・人材育成：子供の読書活動を支える人材を育てること
- ・連携協力：子供の読書に関わる人たちが連携・協力しあって、子供の読書活動をすすめること
- ・国際理解：子供たちが本を通して知り得た数多くの知識や情報を基に、世界へと視野を広げることができるように促すこと

(2) 方向性

- ・不読率の改善
- ・特別な配慮を必要とする子供たちの読書機会の確保
- ・デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ・子供の視点に立った読書活動の推進

(3) 金沢市独自の視点

- ・「めざすべき金沢の子ども像」の実現
- ・家庭教育指針「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」の実践
- ・「地域学校協働活動」における子供読書活動の推進
- ・持続可能な社会(SDGs)の実現に向けた読書活動を通じた取り組みの推進

(4) 主な取り組み

○家庭

- ・絵本の読み聞かせや一緒に本を読む等の活動を継続的に行い、家族で本の楽しさを共有する など

○地域

- ・児童館や放課後児童クラブ等で、本が身近にある環境を整え、読書習慣の向上を図る など

○学校

- ・授業のねらいや児童生徒の実態に応じて、学校司書と協力し、学校図書館を活用した授業を実施する など

○行政

- ・SDGsの取り組み推進のために関連資料を整備する
- ・障害のある子供や日本語を母語としない子供に対応した資料と環境を整備する
- ・子供たちの意見聴取に努め、図書館サービス改善の参考とする
- ・電子書籍の活用を促し、児童生徒の読書活動を推進する
- ・学校図書ボランティアによる読み聞かせ等、読書推進につながる活動を実施する
- ・学校司書の適正な配置を行い、授業での活用事例などについて研修での周知やICTを活用して共有を行い、学校司書の資質・能力の向上を図る
- ・長土堀青少年交流センターにおいて、子供の読書に関する活動の場としての環境を整える など

(5) 計画期間

令和6年度～令和10年度 5年間

2 策定後の予定

- ・本編及び概要版リーフレットを作成し学校等関係機関へ配布
- ・市ホームページ等への掲載 など

令和5年度児童生徒の体力・運動能力調査結果の概要について

令和6年3月27日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和5年度 児童生徒の体力・運動能力調査結果の概要について

- 1 調査対象 小学校4・5・6年生、中学校全学年、高等学校全学年（県に調査結果を提出）
※小学校5年生と中学校2年生については、全国と比較するため国に調査結果を提出

2 調査内容

(1) 実技に関する調査（8項目）

- ①握力 ②上体起こし ③長座体前屈 ④反復横とび
⑤持久走または20mシャトルラン（小は20mシャトルランのみ、中・高等学校は20mシャトルランを選択）
⑥50m走 ⑦立ち幅とび ⑧ボール投げ（小はソフトボール、中・高はハンドボールを使用）

(2) 生活に関する調査（7項目）

3 実技に関する調査結果の概要

(1) 体力合計点における全国・県・市の推移（別紙1参照）

- ・令和5年度は、小学校5年、中学校2年の男女ともに全国を上回っており、県と概ね同程度である。
- ・令和5年度は、令和元年度（コロナ禍以前）と比較すると、小学校、中学校の男女ともに下回っている。

(2) 各項目における全国・県・市の状況（別紙2参照）

①全国との比較

- ・小学校5年は、男女ともに全項目において全国平均を上回っている。
- ・中学校2年は、男女ともに「長座体前屈」「立ち幅跳び」「ボール投げ」において全国平均を上回り、女子は「上体起こし」「50m走」において全国平均を下回っている。

②県との比較

- ・小学校5、6年男子及び中学校1、3年男子と1年女子は、「長座体前屈」において県平均を上回っている。
- ・中学校1、3年男女は、「立ち幅跳び」において県平均を上回っている。
- ・中学校2、3年男女は、「反復横跳び」において県平均を下回っている。
- ・小学校4～6年男女及び中学校1、3年男子と2年女子は、「ボール投げ」において県平均を下回っている。

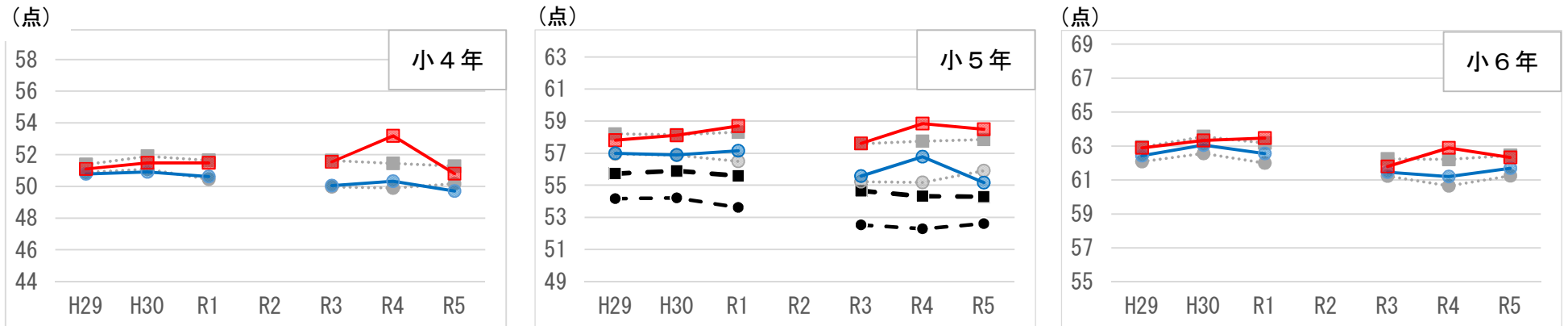
体力合計点における全国・県・市の推移

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により調査を中止

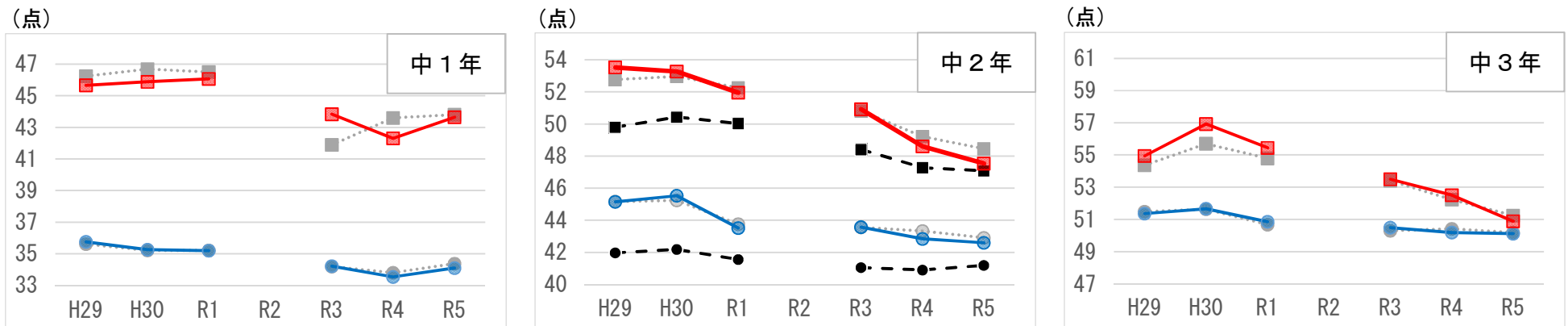
※全国調査の対象は、小学校5年と中学校2年のみ



【小学校】



【中学校】



各項目における全国・県・市の状況

※平均値の検定による比較（有意水準5%）

【○…全国・県平均を上回る 無記入…有意差なし ▲…全国・県平均を下回る】

【全国との比較】

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	20mシャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ボール投げ
小5男	○	○	○	○	○	○	○	○
小5女	○	○	○	○	○	○	○	○
中2男	○		○	○	○		○	○
中2女		▲	○			▲	○	○

【県との比較】

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	20mシャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ボール投げ
小4男								▲
小5男	▲		○					▲
小6男			○		○			▲
小4女								▲
小5女	▲				▲			▲
小6女								▲

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	20mシャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ボール投げ
中1男	▲		○				○	▲
中2男				▲				
中3男			○	▲			○	▲
中1女		▲	○				○	
中2女		▲		▲				▲
中3女				▲			○	

令和5年度 金沢市立工業高等学校の卒業生進路状況

令和6年3月19日現在

卒業生	就職希望者	進学希望者	その他
233人	136人 (58.4%)	96人 (41.2%)	1人 (0.4%)
	うち就職内定者 136人 (100.0%)	うち合格者 96人 (100.0%)	家事手伝いなど
	県内 118人 (86.8%) 県外 18人 (13.2%)		

主な就職先

民間：澁谷工業、共和産業、日海不二サッシ、別川製作所、ホクショー、大竹電機、金沢村田製作所、クロダハウス、酒井工業、住友林業ホームエンジニアリング、高松機械工業、タッセイ、トランテックス、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸、日本海建設、北陸電力、アイワホーム、アール・ビー・コントロールズ、ICCシステムソリューションズ、石川製作所、石黒建設、石野製作所、EIZO、加賀建設、加賀東芝エレクトロニクス、金沢エナジー、金沢エンジニアリングシステムズ、喜多ハウジング、共和電機工業、小松製作所、酒谷組、JR西日本新幹線テクノス、シャープサポートアンドサービス、伸晃化学、第一電機工業、玉家建設、東芝エレベータ、西日本電信電話、日機装、白山機工、ほくつう、北電テクノサービス、北陸電気工事、北陸電気保安協会、北都組、ほそ川建設、マキタ、明翫組、米沢電気工事

など 県内85社

西日本旅客鉄道、レールテック、アイシン、川崎重工業、きんでん、DNPエンジニアリング、東京地下鉄（東京メトロ）豊田自動織機、トヨタ自動車、中日本高速道路、NIPPON、日本貨物鉄道、三菱電機、三菱電機ビルソリューションズ

県外14社

公務員：国土交通省北陸地方整備局、防衛省自衛隊、石川県警察、金沢市役所、金沢市消防局、かほく市消防本部

主な進学先

国公立：筑波技術大学、富山大学、豊橋技術科学大学、北京外国語大学、石川県立大学、長野県立大学

私立：金沢工業大学、金沢学院大学、金沢星稜大学、北陸大学、金城大学

駿河台大学、大阪経済大学、東洋大学、中央大学、日本大学、人間環境大学、名城大学

など30校

1. 資格取得 (計532名)

・電気工事士 第1種	42名	・電気工事士 第2種	10名
・建築施工管理技術者検定 2級	21名	・土木施工管理技術者検定 2級	13名
・消防設備士 甲種第4類	5名	・消防設備士 乙種第4類	2名
・工事担任者 総合通信	2名	・工事担任者 第二級デジタル通信	2名
・工事担任者 第二級アナログ通信	1名	・危険物取扱者 乙種第4類	4名
・パソコン利用技術検定 1級	1名	・ITパスポート試験	2名
・JIS溶接技能者評価試験 半自動	6名	・JIS Z3801アーク溶接試験	1名
・技能検定 (建築大工) 3級	10名	・陸上特殊無線技士 2級	37名
・計算技術検定 2級	1名	・計算技術検定 3級	8名
・情報技術検定 2級	30名	・情報技術検定 3級	189名
・CGクリエイター検定 ベーシック	2名	・WEBデザイナー検定 ベーシック	2名
・初級CAD検定	39名	・日商PC検定試験 (文書作成) 3級	5名
・実用英語技術者検定 準2級	4名	・機械製図検定 1次合格	25名
・測量技術検定角測量 中級	10名	・測量技術検定角測量 初級	17名
・測量技術検定水準 中級	27名	・測量技術検定水準 初級	5名
・日本漢字能力検定 2級	1名	・日本漢字能力検定 準2級	2名
・日本漢字能力検定 3級	2名	・全国高等学校ロボット競技大会 (地区入賞)	4名

◎ジュニアマイスター顕彰制度 (全国工業高等学校長協会主催)

特別表彰 2名 ゴールド 7名 (特別表彰を含む) シルバー 13名

2. 部活動

- [9月] ・中部8県対抗自転車競技選手権大会 女子スクラッチ第2位
- ・北信越ジュニア水球競技選手権大会 優勝 (石川県選抜)
- ・北信越高等学校水球競技新人大会 優勝
- [11月] ・中部日本バドミントン選手権大会 個人男子シングルス第3位・第3位
- [12月] ・全日本ユース (U16) 水球競技選手権大会 男子第3位 (石川県選抜)
- [1月] ・全日本ジュニア (U17) 水球競技選手権大会北信越地区予選 優勝
- ・北信越高校生水球競技大会 優勝
- ・全国高等学校選抜バドミントン大会北信越予選 個人男子シングルス準優勝・第3位
- [2月] ・全国高校生花いけバトル全国大会 2023 第3位
- [3月] ・全国高等学校相撲選抜大会 団体3位

金沢子ども読書推進プラン 2024

計画期間(2024年度～2028年度)

～「子ども読書のまち金沢」をめざして～

(案)

金沢市教育委員会

目 次

計画策定の趣旨	P 1
第四次計画までの主な成果	P 2
第五次計画の基本的な考え方	P 3
現状・課題と第五次計画における取り組み	
1. 家 庭	P 5
2. 学校等	P 6
3. 地 域	P 1 3
4. 行 政	P 1 8
5. 企業等	P 2 6
「金沢子ども読書推進プラン 2024（第五次）」の推進体制と 計画の点検・評価	P 2 9

■ 計画策定の趣旨 ■

計画の目的

子供の読書の重要性に鑑み、国は2001年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、2002年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定して、施策の方向性を示しました。

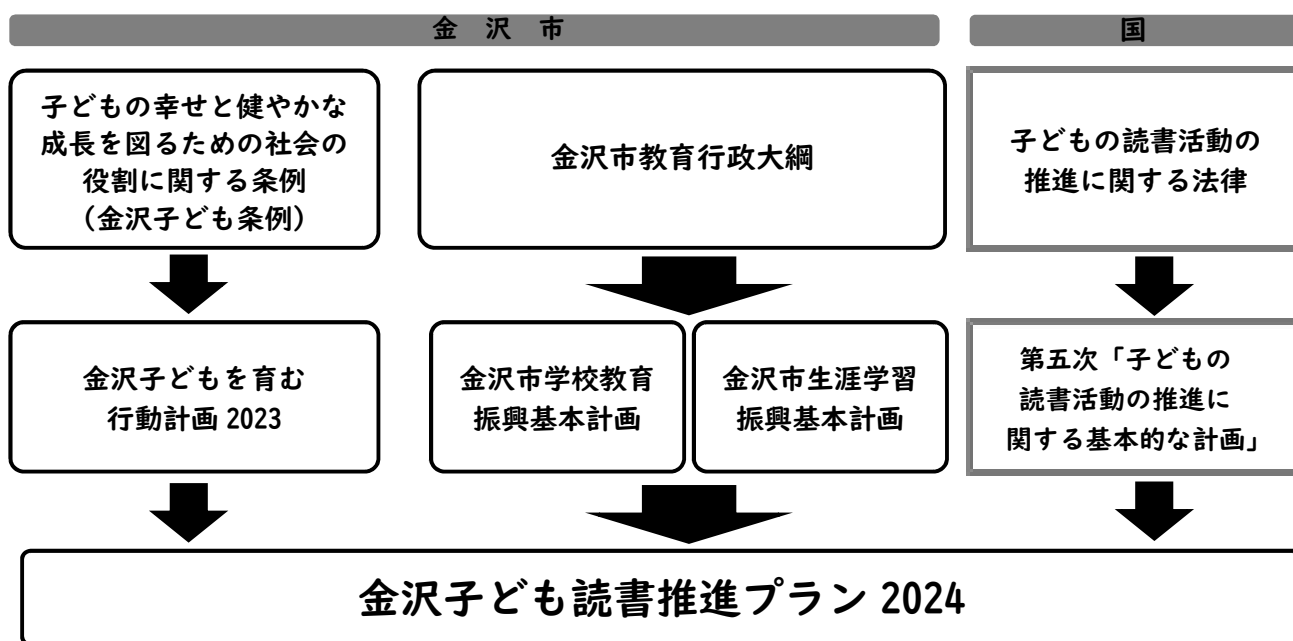
金沢市においては、2001年12月に「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」を制定し、2003年3月には「金沢子どもを育む行動計画」を策定しました。

「金沢子ども読書推進プラン」は、これらの法律、条例の精神を受け、読書活動を通じて子供が心豊かに健やかに成長することを願い2004年3月に策定されたものであり、家庭、学校等、地域、行政、企業等の各主体が取り組む読書活動推進に関する方向性や行動内容を示すことを目的としています。

このプランの実践を通じて、すべての子供たちに読書習慣が形成され、自ら進んで読書活動を行う主体性を身に付けた子供を育てることを目指します。

計画の位置づけ

- 本計画は、「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」の具現化を図る「金沢子どもを育む行動計画2023」や「金沢市教育行政大綱」「金沢市学校教育振興基本計画」「金沢市生涯学習振興基本計画」に基づき策定された金沢市の子供の読書推進計画です。
- 本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき策定された金沢市の子供の読書推進計画です。



計画策定の視点

- 子供の発達段階や生活の実態を踏まえること
- 保護者や教職員、保育士、図書館員等の責任と役割を示すこと
- 計画を推進するうえで指針となる具体性を持つこと
- 着実に成果をあげることがめざしながら、大きな課題に対しては長期的な展望に立つこと

■ 第四次計画までの主な成果 ■

2004年3月に策定した「金沢子ども読書推進プラン21」は2008年度で計画期間を終了しましたが、2009年3月に第二次計画、2014年3月に第三次計画、2019年3月に第四次計画を策定し、子供の読書活動推進に取り組んできました。

○2022年4月に玉川こども図書館を再整備して開館した。旧玉川こども図書館と比較して収蔵可能冊数が増加し、木製遊具を備えた遊び場「木のひろば」を新たに整備した。また、毎日のおはなし会や、多様な体験型イベントの開催により本と出会う機会を創出し、子供や保護者が読書に取り組むきっかけとなった。

○図書館は、3か月児健康診査会場で、親子に絵本の読み聞かせと絵本をプレゼントする「はじめまして絵本事業」をほぼすべての親子に対して実施し、多くの保護者が絵本を介して子供とのふれあいを体験した。また、同時に図書館のイベントを紹介することで、乳幼児期からの図書館利用と読書習慣の形成を促すことができた。

○幼稚園・保育所(園)・認定こども園・児童館・放課後児童クラブ等では、絵本・児童書コーナーの資料整備や子供たちが本を手に取りやすくするための配置と展示の工夫が行われるなど、読書環境の充実が図られた。また、教職員や地域の子ども文庫等ボランティアによる子供への本の読み聞かせやおはなし会の取り組みが、より一層、定着した。

○2011年度から市立小中学校の学校図書館に学校司書が配置され、週2日～3日の割合で担当校に配置されている。週5日専任の学校司書が、2021年度は6校、2023年度には17校の小中学校に配置された。学校司書全体の資質・能力向上のための研修やサポート訪問を実施し、学校図書館の読書環境が充実した。また、貸出冊数の目標設定や、学校図書館を活用した授業の推進等により、児童生徒の読書活動を推進した。

○全市立小中学校の学校図書館の蔵書冊数は、2022年度末で小学校が約65万冊、中学校が約34万冊となり、国の標準冊数に対して充足率110%を達成した。

■ 第五次計画の基本的な考え方 ■

2023 年度をもって第四次計画の期間が終了します。引き続き、家庭、学校等、地域、行政等が連携協力し、子供の読書活動を推進していくために、新たに「金沢子ども読書推進プラン 2024（第五次）」を策定しました。第五次計画ではこれまでの取り組み内容や成果を踏まえた上で、第四次計画の目標を継承し、子供を取り巻く社会環境の新たな変化に即した行動計画を示します。

計画の目標

1 大人の意識啓発

すべての大人が子供の読書に関心と理解を深め、家庭、地域、学校等社会全体で子供と本を結びつけることが大人の責任と役割であることを認識すること

2 子どもへの働きかけ

子供の発達段階に応じた読書へのいざないと子供の読書習慣の形成に努めること

3 環境整備

子供の発達段階やさまざまな生活場面や状況に応じ、子供の求める本や適切な本に出会える機会や環境整備に努めること

4 人材育成

子供の読書活動を支える人材を育てること

5 連携協力

子供の読書に関わる人たちが連携・協力しあって、子供の読書活動をすすめること

6 国際理解

子供たちが本を通して知り得た数多くの知識や情報を基に、世界へと視野を広げることができるように促すこと

第五次計画の方向性と視点

第四次計画が2019年3月に策定されて以降、小・中学校ではGIGAスクール構想による1人1台学習用端末の整備、学校図書館・市立図書館での電子書籍の貸出開始等、子供たちを取り巻く環境のデジタル化が進展しました。また、2023年3月には国が第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。「金沢子ども読書推進プラン2024（第五次）」では、これらの子供を取り巻く社会環境の新たな変化も踏まえ、さらなる子供の読書活動の推進に取り組んでまいります。

方向性

- ① 不読率の改善
 - 大人に読書の楽しさを伝える
 - 子供に本の読み方と読書の楽しさを伝える
 - 乳幼児期から発達段階に応じた切れ目ない読書活動を推進する
 - 各団体の連携・協力により子供の読書環境を整備する

② 特別な配慮を必要とする子供たちの読書機会の確保

③ デジタル社会に対応した読書環境の整備

④ 子供の視点に立った読書活動の推進

金沢市独自の視点

① 「めざすべき金沢の子ども像」の実現

② 家庭教育指針「家庭で子どもを育てるための8つのすすめ」の実践

③ 「地域学校協働活動」における子供読書活動の推進

④ 持続可能な社会（SDGs）の実現に向けた読書活動を通じた取り組みの推進

計画期間

2024年度から2028年度までの5年間

（情勢の変化等により、必要に応じて見直すものとします）

対象年齢

0歳～15歳（ただし、16歳～18歳にも配慮する）

■ 現状・課題と第五次計画における取り組み ■

◆取り組みについて

- ・児童館、放課後児童クラブ、子ども文庫、小・中学校、幼稚園等、保育所(園)等、PTA・育友会、図書館、行政の取り組みは、各行動主体が取りまとめた行動計画です。
- ・家庭、読書関係団体・グループ、企業等の取り組みは、それぞれの状況に応じて取り組むことが望ましい行動指針です。
- ・◎は第五次計画からの新しい取り組みです。

1 家庭

役割

家庭は、子供が家族の愛情を受けながら健やかに養育されるべき場所で、子供にとって生活の基盤である。子供が読書習慣を形成する上で、最も関わりが深いのは家庭であり、保護者からの積極的かつ継続的な働きかけが重要であるといえる。

そのため保護者は、幼いときから子供の読書に対する興味や関心を引き出すよう働きかけ、本の楽しさを共有し、読書が日常の生活の中に位置づけられるよう配慮していくことが望ましい。

またそれと同時に、保護者自身が読書活動の意義を認識し、日頃から読書に親しむことも重要である。身近な大人が本に親しむ姿は、子供が読書に興味を持つきっかけとなり得るものであり、その後の自主的な読書や生涯にわたる読書習慣の形成に繋がることが期待される。

現状・課題

金沢市では、3か月児健康診査会場で、健診に来た親子に絵本と絵本を親子で一緒に読む体験をプレゼントする「はじめまして絵本事業」を2010年10月から現在まで実施している。この機会を通して、保護者は絵本を介した子供との心のふれあいを感じ、乳幼児期から読み聞かせをするきっかけとなっている。

しかし、子供たちの成長に伴い習い事や塾に通い始めるなど、家庭での読書時間の確保が難しくなっている。一方、タブレットやスマートフォン等のデジタル機器でのスクリーンタイムは増加し、子供たちを取り巻く環境のデジタル化が進んでいることが伺える。読書についても、金沢市の学校図書館や市立図書館では電子書籍の貸出を開始するなど、紙ではなくデジタル機器も読書の一つの方法となっている。

家庭において、子供の読書習慣を形成するためには、子供の成長や状況に応じて、その子供に適した読書環境を整えるとともに、親子で読書を楽しむ時間確保に努める必要がある。

行動指針

大人の意識啓発

- 家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」を保護者自身が意識し、

親子で読書を通じ、子供とともに積極的に学ぶ機会を増やすように努める。

- 保護者自身が読書をするよう心がける。
- 図書館や子ども文庫等で実施する講演会や研修会、おはなし会等に積極的に参加する。
- 幼稚園や保育所(園)、認定こども園、学校、図書館等が提供している子供の読書に関する情報を積極的に収集する。

子どもへの働きかけ

- 子供が本を通じて、知識を深めるとともに、すすんで学ぶ姿勢を意識するように努める。
- 子供の発達段階に応じて、本の読み聞かせや一緒に本を読むなどの活動を継続的に行い、家族で本の楽しさを共有し、親子のコミュニケーションを深めるとともに親子の絆を育むように努める。
- 子供と一緒に図書館や書店に出向き、多様な本と出会うきっかけを与えると共に、本の魅力を伝え、子供の読書習慣の形成に努める。

環境整備

- 子供の発達段階や状況に応じて、紙の本だけでなく電子書籍での読書も考慮しながら、家庭で本が身近にある環境を整える。

2 学校等

(1) 小・中学校

役割

校長のリーダーシップの下、学校図書館の適切な運営や利活用など学校図書館の充実に向けた取り組みを推進する。特に、学習指導要領等を踏まえ、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実することが重要である。

また、GIGA スクール構想が着実に進展している中、電子書籍の利用、情報活用能力の育成、ICTを活用した情報発信など、デジタル社会に対応した読書活動の推進を図ることが求められている。

現状・課題

①学校全体で取り組む学校図書館利活用

(現状)

- ・学校図書館長である校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となって学校司書と連携・協力し、それぞれの立場から学校図書館教育の推進を図っている。
- ・授業のねらいに沿った学校図書館の活用を推進するため、職員会議や校内研修会、学年会、教科部会等で、授業での学校図書館の活用等について情報交換を行ったり、学校図書館サポート訪問の機会等を通じて、学校図書館を活用した授業への理解を深めたりしている。
- ・多くの学校で朝学習などを利用し、一斉読書の時間を確保している。読書週間や読書の日などを設定し、取り組む学校も見られる。

(課題)

- ・授業のねらいに沿った学校図書館の活用をさらに推進するとともに、各学校の児童生徒の読書活動の状況を踏まえた学校図書館教育の推進を図る必要がある。

②学校図書館の授業での活用

(現状)

- ・すべての小・中学校において、各教科等で学校図書館及び学校司書を活用した授業実践が行われている。(2022年度は小学校 19.4 回/月、中学校 4.2 回/月)

(課題)

- ・情報活用能力を育成するため、今後も積極的に図書館における学び方のスキル習得の授業を推進する必要がある。
- ・1人1台学習用端末での調べ学習と図書資料での調べ学習、それぞれの利点を踏まえ、目的に応じた活用を行う必要がある。
- ・幅広い教科等で学校図書館を活用した授業を実施するため、今後も学校図書館利用年間計画等の活用を呼びかけていく必要がある。

③読書活動の推進

(現状)

- ・学校司書等による読み聞かせや推薦図書コーナーの設置による図書紹介、年度内に一定量の読書を推奨するなどの目標設定等を行っている。
- ・学校図書館の一人あたりの図書貸出冊数は、小学校では 100 冊以上、中学校では 15 冊以上を保っている。(2022年度は小学校 108.0 冊、中学校 16.2 冊)
- ・2023年度現在、1,100名を超える学校図書ボランティアが活動し、児童生徒への読み聞かせ、掲示づくり、本の修理、本の整理等を担っている。

(課題)

- ・引き続き小中で一貫した取り組みを行い、中学校進学後も継続して読書する児童生徒を増やしていく必要がある。
- ・児童生徒が、より多く文章に親しむ機会となるよう、積極的に電子書籍を活用していくことが必要である。

④環境の整備

(現状)

- ・各学校の現状に応じて、書架や図書の配置改善を行い、授業で活用しやすい図書館整備を進めており、全ての小・中学校において、学校図書標準の達成率 110%を維持している。

(課題)

- ・全ての小・中学校において学校図書館図書標準の達成率 110%を維持しながら、古い図書の更新を計画的に進め、授業での利用を促進し、児童生徒の読書意欲を喚起することが必要である。

⑤特別支援教育における学校図書館の利活用

(現状)

- ・「金沢市特別支援教育指針（第二次）」に基づき、校内支援体制を構築し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的支援の充実を図っている。授業においては、個々の児童生徒に応じた指導を行うため、それぞれの児童生徒の特性の把握、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成、教材・教具や指導法等の工夫を行っている。その中で、学校図書館資料を有効に活用することを心がけている。

(課題)

- ・引き続き担当者が、適切な図書を選択する情報や知識を身につけ、指導に生きる資料を整備していくことが必要である。

取組目標

大人の意識啓発

- 保護者へ向け、学校図書館の活用状況について情報発信するとともに、家庭での読書習慣の定着を促す。

子どもへの働きかけ

- 授業のねらいや児童生徒の実態に応じて、学校司書と協力し、学校図書館を活用した授業を実施する。
- 児童生徒の読書習慣の確立のために、電子書籍を含め、さまざまな図書に触れる機会を確保し、読書量の増加を図るとともに、個別の対応を行い読書への関心の高まりを促す。また、発達段階に応じた図書を紹介して読書の質を高める。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の読書活動を促す。
- 図書委員会活動等、児童生徒が主体的に行動して読書活動を推進する機会を設ける。
- ◎中学校区で一貫した取り組みを行ったり、学校種間の移行段階における働きかけを工夫したりして、中学校進学後も読書習慣が継続するようにする。

環境整備

- 夏季休業中を含め、学校図書館の開館時間を拡大したり、学級貸出を行ったりするなど、読書環境に配慮し、児童生徒を幅広い読書へと導く。
- 文部科学省策定による学校図書館図書標準を維持し、多種類の幅広い資料を児童生徒に提供するとともに、必要な分野においては新しい図書への更新を進める。
- 学校図書館のリニューアルを進め、児童生徒が使いやすいよう、本棚のレイアウトや本の配架方法を工夫し、授業での活用促進を図る。
- 特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターを中心に、児童生徒の発達段階に応じた選書や読書環境を工夫する。
- 司書教諭と学校司書が中心となって、授業で活用する図書、その他有用な図書やその情報を収集し、児童生徒や教職員に広める。

人材育成

- 学校図書館全体計画、利用年間計画、読書指導方針を策定し、それに沿った学校図書館運営を行うため、年度当初に教職員で共通理解を図る。
- 学校図書館の運営、授業での活用、読書の意義について、教職員で共通理解を図り、司書教諭を中心とする協力体制をつくる。

連携協力

- 司書教諭、学校司書、学校図書ボランティアの連携を深める。
- PTAと連携して、読書推進の啓発に努める。
- 他校の学校図書館や金沢市図書館と連携し、図書館資料の相互利用の促進、普及を図る。

国際理解

- 図書館資料を用いて、英語や社会、道徳、総合的な学習の時間等で国際理解を深める。

(2) 幼稚園等

役割

幼児期の子供たちは、遊びを基盤にしながら現実と空想の世界を行き来して、心身を発達させている。しかし、現在のデジタル社会では動画配信など、幼児期から大量の情報に触れる機会が増加し、文字や絵という限られた内容から、物事を想像する機会が減っている。幼児期から自ら想像し、思考を深めていく力をつけていく基盤として絵本、紙芝居、視聴覚教材に親しむことの役割は大きい。絵本は各々の想像に委ねられる余白がある教材であるからこそ、子供たちが自ら考え遊びに変化したり、遊びから絵本の世界に興味関心を広げたりしていくのであり、そのような環境づくりを常に考えることが幼稚園等の役割である。

また、幼稚園等は子供の発達を保護者とともに願い、時に保護者に伴走しながら見守る役割を担う。そのため、読書推進活動においては、絵本との出会いを大切にし、絵本の魅力等の情報を保護者に伝え、家庭での読書の大切さを啓発する。

現状・課題

幼稚園等内では、幼児が絵本を手に取りやすいように、分類したり、年齢別に整えたりすることに加え、在園児が興味のあることとの関連を意識するなどして、幼児が主体的に絵本に触れる経験を積み重ねられるように実践を行っている。また、園内の図書コーナーを保護者と連携して運営し、図書の貸出を行っている園もある。このような読書推進の取り組みが、一部だけでなく、全体で行われるように、裾野を広げていくことが課題である。

取組目標

大人の意識啓発

- 保護者に絵本への関心を深めてもらうために、園だよりや園行事で親子で絵本に触れることの良さを伝えるようにする。
- 園の絵本の貸出等を行い、親子で絵本を読む機会を増やすようにする。

子どもへの働きかけ

- 指導計画を見直し、遊びの中から広がる絵本環境を考え、幼児の见たい、触ってみたいという気持ちを大切にす。
- 子供たちが想像力を豊かにし、遊びが展開できるように導き、自発的な読書へとつなげる。

環境整備

- 遊びの中から絵本に親しみ、また、絵本から遊びにつながるような空間を作り、絵本の世界に興味関心を広げる。

人材育成

- 絵本や読み聞かせ等に関する情報交換会や研修会に参加し、園内で伝達を行い、資質向上に努める。

連携協力

- 図書館等から、新刊絵本や人気絵本などの情報を収集し活用する。
- 地域・保護者のボランティアなど園外の人たちによる読み聞かせの会を実施する。

国際理解

- ◎国際理解とは異文化との出会い、互いの違いを認め合うことが重要であることを鑑み、外国語の絵本やUD（ユニバーサルデザイン）絵本の積極的配置を進める。

（3）保育所（園）等

役割

乳幼児期に子供たちは初めて絵本に出会い、生活や遊びなどのあらゆる場面で興味関心を広げきっかけとなる。身近な大人が語りかけるように読み聞かせることで、人とのかかわりの心地よさを感じ、豊かな心が育まれる。やさしい声、美しい言葉や絵を十分に味わい、大人や友だちと一緒に心を通わせながら、絵本や物語、紙芝居などに親しみ、豊かな表現力や想像力を膨らませていく経験をする。

保育所（園）等は、在所（園）児や保護者、地域の親子に絵本の読み聞かせの様子を伝えたり機会をつくったりする中で、絵本の素晴らしさを伝え、親子のふれあい体験を大切にする。

現状・課題

子供の発達段階を理解し、絵本を選び、興味関心を引き出せるように日々の読み聞かせをしている。大人の優しいまなざしや温もり、心のこもった語りかけの時間を大切に積み重ねていくために、子供の多様な興味や関心に応じているか、子供が絵本を見たいと思えるような落ち着いた環境になっているか、今後も継続的に見直す。また、家庭での読み聞かせの充実を図るために、子供たちが気に入っている絵本やおすすめ絵本に関する情報を発信する。どんな場面で子供たちがどのように感じているか、子供の心がどのように変化し育っているかなど、わかりやすく伝え、大人も興味を持てるような働きかけをする。

取組目標

大人の意識啓発

- 参観日や園便り、張り紙、ホームページ等を利用して保護者に絵本の魅力や読み聞かせの大切さを伝える。また、保育所(園)等で子供が絵本に触れている時の様子を写真やエピソードなどで具体的に知らせ、親子で読み聞かせを楽しんだり、絵本についての知識を深めたりするきっかけづくりをする。
- 在所(園)児対象に絵本を貸し出し、家庭での読み聞かせの意欲を喚起する。また、地域の親子に、絵本の魅力や情報を提供し、意識啓発を図る。

子どもへの働きかけ

- 乳児期は、ひざの上に抱いて、静かに絵本を開き、読み聞かせする。好きな絵本は繰り返し読み聞かせ、満足感を大切にし、絵本の楽しさの定着を推進する。
- 絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうことで、遊びが広がるようにする。また、自発的な読書活動につなげる。

環境整備

- 子供が落ち着いた空間でじっくりと絵本を見ることが出来る環境作りを行う。
- 季節や生活場面、年齢や発達、子供の多様な興味や関心に応じて、保育室の絵本の入れ替えをし、適切な絵本に出会えるようカリキュラムを整える。
- 絵本の世界をさまざまな遊びで表現できるよう、道具や用具、素材を用意し、子供と共に環境を構成していく。

人材育成

- 絵本関係の研修に参加し、知識、読み聞かせの技能の向上に努める。

連携協力

- 各種団体と連携して子供の読書活動を推進するため、情報を交換する。
- ◎図書館に出かけ、たくさんの絵本の中から興味のあるものを見つけたりおはなし会に参加したりして、図書館、絵本などを身近に感じられるようにする。

(4) P T A ・ 育友会

役割

P T A ・ 育友会は在学中の保護者と教職員で構成されており、互いに連携してより良い教育環境の整備に努めている。また、学校と家庭、学校と地域を結ぶ中核的存在としての役割を担っている。P T A協議会として、GIGA スクール構想による ICT を活用した新しい学びについて理解を深め、「デジタル・シティズンシップ」を基礎とした家庭でのデジタル機器の使い方を親子で考える活動の実施を目標の一つに掲げている。デジタル機器の活用に伴い読書離れも懸念される中、読書推進については、大人への読書推進の意識高揚、家庭における子供の読書時間の確保、学校や地域と連携し各所で実施される読書に関する事業の情報提供、参加推進を行う。また、各学校

の司書教諭・学校司書・図書ボランティアと連携し、子供の読書活動をさらに推進するための環境づくりに協力する。

現状・課題

以前は、おすすめ本リスト「読んでみまっし」の制作、配布を通して、読書推進に努めてきたが、各学校に司書教諭・学校司書の配置が進んだことで、全体としての促進活動は行っていない。各学校でおすすめ本の紹介や季節ごとの図書館の装飾などを行っているが、学校司書の専任の有無、図書ボランティアの協力の割合などにより、各学校での活動にばらつきがあるのが現状である。今後は、各学校での保護者による図書ボランティアの取り組みを共有できる機会を設けたり、司書教諭・学校司書・図書ボランティア向けのアンケートなどを必要に応じて行うことで、より効果的な活動ができるよう支えていく。また、デジタル機器を活用した取り組みを行っていきたいが、子供たち以上に保護者の学ぶ場が少ない。今後は、デジタル機器との付き合い方について研修の機会を設け、その際に改めて読書の魅力についても伝えていく。

取組目標

大人の意識啓発

- 大人の読書に対する意識高揚を図るために、研修会や研究大会、広報誌を通じて、家庭における子供の読書時間を確保するように呼びかけ、読書に関する情報提供、情報メディアの問題に関する啓発を推進する。
- 「親の学び場」（旧「家庭教育学級」）で読書に関する内容を学ぶ機会をつくるように働きかける。
- ◎アンケートを実施するなどし、その結果をもとに必要とされているサポートを実施する。
- ◎各学校での読書に関する取り組み内容を共有できる機会を設けることで活動の参考とし、各学校での活動の充実を図る。

子どもへの働きかけ

- ◎おすすめ本リスト「読んでみまっし」に代わる形で、小・中学校の新一年生を対象とした読書推進の取り組みを行う。

連携協力

- ◎専門知識を持つ司書教諭、学校司書の配置が進んでいるので、PTAとしては各学校での活動へのサポート体制を整える。また、各所で実施される他団体による読書に関する事業の情報を保護者に提供し、参加を呼び掛ける。

(1) 児童館

役割

児童館は、0～18歳までの子供が関わる居場所として、健全な遊びの中で本を読む喜びを育み、読書活動を身近なものとしていく。そこから生まれる言語を深め、思考力、想像力、知的能力、社会性を高め、思いやりと豊かな心を育むとともに生きる力を身につけるように読書を推進する。更に、子供に関わる保護者、地域の大人のコミュニティとして読書推進活動の情報発信に努めていく。

現状・課題

33の児童館すべてに図書コーナー、図書室が設置されている。放課後児童クラブとの併設館もあるため、多目的スペースとして使用されていることが多いのが現状である。しかし、定期的な読み聞かせや読書週間を設けるなどして、子供の読書活動を継続している。また厚生員が図書に関する研修に参加したり、情報交換会を設けたりすることで他館の取り組みや課題を共有し、自館の読書活動に生かすことができた。未就学児親子には、厚生員が積極的に読み聞かせをし保護者へ重要性を伝え、興味を持てるよう工夫するなど図書室利用を促している。また、地域で読書活動を進めている人と連携し協力を得、定期的な読み聞かせ活動を継続している。今後もこの取り組みが全ての児童館で奨められていくことを周知していく。

取組目標

大人の意識啓発

- 子供を取り巻く大人が読書活動に理解と関心を深めていくよう、子育て講座等で読書活動の意義や大切さについて啓発していく。
- 児童館だよりの中に、図書のコーナーを設け、より多くの人に図書に関心を持ってもらえるよう働きかける。
- 館内の掲示板等を活用し図書の情報発信を行い、貸出につなげ、家庭での読み聞かせの重要性を伝える。

子どもへの働きかけ

- 子供が楽しみながら本に親しむ機会となるように、幼児向け小学生向けにおはなし会を継続していく。
- 児童厚生員は子供と一緒に読書や読み聞かせを行い、考えを深め、本を楽しめるように働きかけ、読書習慣の形成につなげる。
- 子供たちとともに図書の内容について話し合う時間を設ける。アニメーション(※)を実施し、読書の楽しみを広める。
- 定期的な子供たちが図書の整理や修理等を行うよう促し、本を大切に扱うことや図書室の利

用の仕方など話し合いの機会を設ける。

- 図書を購入する時は、子供のリクエストを取り入れ、子供が主体的に本に関心を持てるようにする。

※アニメーション・・・グループ参加型の読書指導法の一つ。読んだ本に因んだクイズ等のレクリエーションを行う。

環境整備

- 一人ひとりの子供が関心を持ち、いつでも自主的に読書活動ができるように分類分けやコーナー作りを充実させる。
- 幼児向け絵本は移動式の本棚を使用するなど、発達段階に応じて本棚の配置を考えて読みやすい読書環境を整える。
- 保護者向け図書コーナーの充実を図り、大人にも図書に関心を持ってもらう。

人材育成

- 児童厚生員は、絵本や物語に親しむための活動が積極的に行えるよう、読み聞かせや読書指導の研修会、講演会に参加する。
- 児童厚生員会において積極的に研修会、情報交換を主催する。

連携協力

- 地域の読書ボランティアに働きかけて児童館でのおはなし会などを協力して行う。みらい子育てネットとも連携し、読み聞かせについて情報交換を行う。
- 地域の団体等と連携し、読書を通じた交流を深める。

国際理解

- 世界各国の民話を聞いたり、外国の文化や生活に関心が高められる図書を取り入れたりして、国際理解に興味関心が高められる機会を設ける。

(2) 放課後児童クラブ

役割

放課後児童クラブは、日中保護者が家庭にいない小学生に適切な遊びや集団生活の場を提供し、子供の健全な育成に努めている。放課後児童クラブでは子供同士や放課後児童支援員と読書を通じた交流を深め、読書活動を身近なものとする環境を整えることが大切である。

現状・課題

放課後児童クラブ内に図書コーナーを設けており、読書時間の確保に努め、クラブ活動時間内に読書できるよう環境を整えている。

放課後児童クラブが所有する本の種類・冊数は各クラブによって異なり、古い本が多いため、子供にとって魅力ある本が不足している。

放課後児童支援員は、子供の読書活動の推進に意欲的に取り組もうとしているが、図書や読書

についての基本的な情報が不足している。

取組目標

大人の意識啓発

○保護者へのお便り等を通じて、子供の読書活動の大切さを伝える。

子どもへの働きかけ

○放課後児童支援員やボランティアによる読み聞かせ等、子供が本に親しみを持つための活動を行う。

○子供同士と一緒に本を読み、読書の楽しみを共有することを大切にする。

○各放課後児童クラブが、夏休み等に図書館に出向き図書館の活用方法を学ぶ。

○金沢市放課後児童クラブ協議会は、各放課後児童クラブに対して読書活動の推進を呼びかけ、放課後児童クラブの読書活動に対する現状を把握しながら、市内の放課後児童クラブが定期的に絵本の読み聞かせを実施することを目指す。

◎児童館の図書室、図書コーナーの活用を推進し、子供の読書習慣の向上を図る。

環境整備

○保護者の理解を得て図書購入費の確保に努め、金沢市図書館の団体貸出制度やリサイクル図書を活用し、子供のそばに魅力ある本がある環境をつくり、貸出も可能にする。

人材育成

◎市立図書館のたより等を放課後児童クラブに周知し、読書意識の醸成を図る。

(3) 子ども文庫

役割

「すべての子どもたちに読書のよろこびを」をモットーに、個人や数人のグループが、家庭や集会所において地域の子供や大人を対象に、本の貸出、おはなし会、読書会等を行っている。近年は、地域の読書ボランティア、特に学校図書館におけるボランティアの学びの場、その活動のネットワークの拠点ともなっている。さらには、未就園児親子の育児支援的な役割も求められるようになってきている。

現状・課題

石川子ども文庫連絡会に所属する市内の子ども文庫の数は、2007年度の29文庫をピークとして、2018年度は17文庫、2023年度も17文庫と横ばい状態だが、文庫に通う子供の数は年々減少している。追い打ちをかけたのが、新型コロナウイルス感染症の拡大である。しかし、文庫主宰者および世話人は、子供の読書に関する知識や経験を活かし、図書館や幼稚園・保育所(園)・認定こども園・小学校・中学校等における活動、さらに、未就園児親子のために行政が実施する読書普及活動及び育児支援活動へ協力し、さまざまな関係機関と連携して活動している。また、地域の読書ボランティアへの学習協力を継続して果たしている。現状として、子供たちが最も利

用しているのは学校図書館なので、今後も学校との連携協力を深め、子供たちへの読書推進を支援していく。

取組目標

大人の意識啓発

- 文庫に通う保護者、読書ボランティアに対して、読書の楽しさや大切さを伝えることを継続していく。
- 石川子ども文庫連絡会は、子供と本に関心を持つ会員外の参加者にも、「子供と本」について学ぶ場を提供していくことにより、子供に読書のよろこびを伝えていく活動の裾野を広げていく。

子どもへの働きかけ

- 各文庫の状況に応じて、本の貸出やおはなし会を行う。
- 学校、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等、地域の諸施設において、出前おはなし会など、子供が読書に親しむさまざまな機会に協力する。今後もさらに、学校図書館との協力体制を強化していく。

環境整備

- 子供たちの読書環境を整えるため、各文庫では一人ひとりの子供に関心を持つ本を手渡せるよう、蔵書の充実を図るよう努力する。また、家庭をはじめ子供の身近な所に本を整えることの大切さを発信する。

人材育成

- 各文庫が地域に求められている状況に応じて、読書推進活動をしている人たちに、知識や経験を伝える等の支援活動を継続する。
- 石川子ども文庫連絡会の活動を通じて、文庫間の協力をはかり、また、子供と読書に関心を持つ会員外への参加を呼びかけ、学びの場を広く提供していき、会員の増大を図る。

連携協力

- 各文庫は、地域にある幼稚園、保育所（園）、認定こども園、児童館、放課後児童クラブの活動を知り、連携協力して子供の読書に関する相互理解を深め、ともに推進していくよう努める。
- 金沢市図書館が連携の拠点として機能するように、事業に協力する。
- 毎年、各子ども文庫の所在地や活動内容を記載したリーフレットを作成し、市内のみならず県内全域に配布し、子供の本に関心を持つ人たちのネットワーク網を強化する。

(4) 読書関係団体・グループ

役割

読書関係団体・グループによる情報発信や啓発活動等は、子供の読書活動の裾野を広げるとともに、本やおはなし会を通して地域の文化を継承していくなど、地域での子供の読書活動を支え、推進する大きな力となっている。

現状・課題

市内には多くの団体・グループが存在し、各団体はその目的に従い、子供への読書普及活動や子供の本に関する多種多様な活動を展開している。活動への理解者の拡張、および後継者の育成により、ますますの発展が期待される。

主な活動内容は次のとおりである。

- ① 児童文学の創作・普及活動
- ② 創作童話等の募集
- ③ 童話集・民話集等の出版
- ④ 児童文学講座ほか各種講座の開催
- ⑤ 子供の読書等に関する研究会の開催
- ⑥ 関連施設への講師派遣
- ⑦ おはなし会の実施
- ⑧ 読書感想文コンクールの開催
- ⑨ 書評の発表
- ⑩ 演劇・人形劇ほか関連イベントの開催

行動指針

大人の意識啓発

○各団体・グループの活動を市民に広報することにより、参加者および会員の増大を図る。

子どもへの働きかけ

○子供に郷土の文化を伝える活動や郷土に親しみを持つ気持ちを育む活動を行う。

環境整備

○自主的な運営により、多種多様な活動を行い、子供の読書環境の整備に寄与する。

人材育成

○各団体は研修会等を実施して活動の内容を深める。

連携協力

○金沢市図書館等の関連情報収集や各行動主体の取り組みに協力する。

行政（市）は、教育・福祉をはじめとする各局の連携を図りながら、子供の読書活動推進に積極的に取り組むとともに、家庭・学校等・地域・企業等の子供の読書活動推進に関する取り組みを促し支援する。

（１）金沢市図書館

役割

金沢市図書館は、子供たちの感性、想像力、生きる力の基盤となる読解力や言語力の充実を目指し、読書活動推進のため次の３つの役割を全館で連携して果たしていく。

1. たくさんの子供が本に親しむことのできる図書館
2. 親子が楽しく、学んだり活動することができる図書館
3. 子供の読書活動に携わる人たちのネットワークの拠点としての図書館

現状・課題

①読書環境の整備・充実

2022 年度に玉川こども図書館を再整備して開館し、木材を使った遊具と絵本を備えた遊び場「木のひろば」を設け、乳幼児期から親子でふれあいながら絵本を読める環境を整備した。また、各市立図書館で子供たちの幅広い興味関心に合わせて資料を充実させてきた。

今後は、障害がある子供等、特別な配慮が必要な子供たちに対応した資料の整備や、読書や本に興味のない子供にも本を手にとってもらえるよう、わかりやすいサインや魅力ある展示をして、より居心地のよい読書空間づくりをしていく。

②子供の発達段階に応じた読書活動の推進

「はじめまして絵本事業」の実施や、おはなし会、小学生等向けの体験型行事を開催することで、乳幼児期から図書館に親しみ、本と出会うきっかけを創出してきた。また、玉川図書館・泉野図書館・金沢海みらい図書館ではヤングアダルトコーナーを整備するなど、各世代の子供たちの読書習慣形成に努めてきた。

今後も切れ目なく各発達段階に応じた取り組みを充実させていくとともに、子供が主体となった事業等を通して、子供の視点を大切にしながら、読書活動を推進していく。

③学校図書館及び諸団体との連携協力

金沢市図書館では学校への図書搬送や学校司書研修に講師を派遣する等、学校図書館との連携に努めてきた。また、招待事業では小・中学校だけでなく放課後児童クラブや幼稚園、保育所（園）、認定こども園等を図書館に招待し館内案内・利用指導することで、図書館を知るきっかけとなっている。

小中学生にとって身近な場である学校図書館とは、学校司書や司書教諭と情報交換する場を設けるなど、より一層の連携協力が今後も必要である。また、子供に関わる団体への団体貸出等の図書館サービスをより周知していくことで、諸団体の子供の読書活動を支援していく。

④子供の読書活動に携わる人たちのネットワーク拠点

すべての子供が読書に親しみ、読書の楽しさを知るためには、家庭・学校等・地域・行政等の子供を取り巻く社会全体で、読書推進に取り組むことが重要である。金沢市図書館は、子供の読書活動に携わる人たちをコーディネートし、子供の読書に関する情報と人をつないでいくとともに、新たな人材の育成や資料を充実させるなど、子供の読書活動に携わる人たちのネットワーク拠点としての役割を果たしていく。

取組目標

大人の意識啓発

- 絵本や児童文学に関する講師を招き、講演会やワークショップ等を開催して、市民が読書や児童書に対する興味関心を高める機会を創出する。
- 3か月児健康診査会場で絵本の読み聞かせ等を実施し、乳幼児期から絵本を介して親子の心がふれあう子育てを支援する。この取り組みを、金沢市図書館、福祉健康センター、市民団体と協働で実施することで地域社会の家庭読書への理解関心を高める。
- 「親と子の読書ダイアリー」を活用し、親子のコミュニケーションを深めるとともに、家庭での読書習慣づくりを支援し、親子の読書活動の普及拡大を図る。
- おすすめ本の紹介等、子供の読書に関する情報を ICT 等を活用して発信する。
- ◎親子参加型のイベントを開催し、乳幼児期からの読書習慣形成と図書館利用を促す。

子どもへの働きかけ

- おはなし会やイベント、館内展示等で、子供たちがさまざまな本と出会う機会を設け、ICT 等を活用して、年代ごとに適した良書を紹介する。
- 豊かな感性を育み、知識を広げる体験型行事を展開して、子供がさまざまな体験を通じ読書活動につながるよう働きかけ、生涯学習施設である図書館の利活用に導く。
- 金沢の歴史や伝統文化、偉人の事績等を知り、地元の文化に親しむ機会をつくる。
- 子供が主体となった事業や、子供が読書を通じて得た感想や発見を発表する機会をつくり、また、幅広い年齢層が楽しんで読書活動ができるよう支援する。

環境整備

- 親子や子供が利用しやすく、居心地よい読書空間づくりを行う。
- 良書・名作を選択して豊富に整備するとともに、子供の発達段階に対応する本、子供の多岐にわたる興味関心に沿う本を広く整備する。
- 郷土の文化を知り親しむことができるように、郷土資料を積極的に整備する。
- 障害のある子供や日本語を母語としない子供に対応した資料と環境を整備する。
- 学校司書、司書教諭、学校図書ボランティア、幼稚園教諭、保育士、子ども文庫スタッフ、ポ

ランティア等子供の読書活動に携わる大人の活動や研修に役立つ資料を整備する。

- ヤングアダルトコーナーを整備する。
- 図書館に来館することができない子供のために自動車文庫、遠隔地小学校への巡回、かなざわ BookBank 事業（※）等による公民館・児童館・放課後児童クラブ等地域の施設への支援、団体貸出を行う。
- ◎子供たちの意見聴取に努め、図書館サービス改善の参考とする。
- ◎SDG s の取り組み推進のために関連資料を整備する。

※かなざわ BookBank 事業…図書館から地区公民館図書室等へリユース本等を提供することにより、読書活動を推進する。

人材育成

- 学校指導課、教育プラザと連携して、学校司書や司書教諭等の研修支援や情報提供、意見交換等を実施し、相互交流を図る。
- 幼稚園教諭、保育士、児童館、放課後児童クラブ、ボランティア等、子供の読書活動に携わる大人を対象に研修会や情報提供を行う。
- 金沢市図書館の児童サービス担当者を対象に、児童サービスに関する研修や情報交換を行う場を設け、金沢市図書館の児童サービス全般の向上を図る。

連携協力

- 玉川こども図書館を児童サービスの拠点とし、金沢市図書館全館で子供の読書推進に関わる取り組みを連携して実施する。
- 学校における読書推進活動や教科学習への活用のための図書を整備充実させ、学校への貸出図書搬送事業と、レファレンスサービス等の学校図書館支援を充実させる。
- 学校、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、児童館、放課後児童クラブ等と連携して図書館への招待事業を実施して、公共図書館の利用指導と図書館利用のきっかけづくりを行う。
- 金沢市 P T A 協議会等と連携して、家庭における読書環境の整備や読書習慣定着のための取り組みを行う。
- 子供の読書活動の推進に賛同する企業等と連携を進めるとともに、さまざまな機会を通じて、次世代を担う健やかな子供を育てる読書の重要性を伝える。
- 教育委員会各課、子供の成長に関わる関係課をはじめ、市役所各課、小・中学校、各種団体、ボランティア、石川中央都市圏市町等と連携して、子供の読書活動推進の中核として機能する。
- 子供の読書活動を推進する拠点として、情報の収集と提供を行うとともに、各行動主体の連携を円滑にするための活動を行う。
- 専門機関と連携して、障害のある子供等に対応した図書館サービスの実施や読書支援のための情報提供を行う。

国際理解

- 子供たちの国際的な視野を広げるために、世界各国の絵本の展示を行うとともに、ネイティブスピーカーや留学生等との連携により、世界の諸言語と出会う体験を設ける。
- 子供たちが図書等を通じて世界各国の文化や生活への関心を高め、国際理解を深められる図書を整備する。

(2) 生涯学習課

役割

子供の読書への関心を高め、さらに「読み」、「理解し」、「活用する」能力を高めていくために、家庭・地域教育推進事業を通じて、家庭、地域、学校の読書活動を支援していく。

現状・課題

「親の学び場」（旧「家庭教育学級」）の読み聞かせ等の取り組みについては、今後も引き続き読み聞かせに取り組むよう、研修会等の場で働きかける必要がある。

家庭教育指針の浸透や実践が、親子での読書習慣など家庭の教育力向上につながることから、家庭教育指針の啓発を続けていく必要がある。

生涯学習情報誌については、子供向けを中心に図書館行事等について積極的に取り上げてきた。今後は、Webにて、図書館で開催されるイベントについても、積極的に掲載する。

人材バンクについては、読み聞かせや紙芝居等の講座が可能な講師を登録し続けており、今後も継続していく。

地域学校協働活動事業については、学校図書ボランティア活動の実施校は2019年度の35校区から52校区まで増加した。今後もより多くの校区で取り組んでもらえるよう働きかける必要がある。

取組目標

大人の意識啓発

- 家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」の実践に向け、家庭版「親の学び場」等で読み聞かせや朗読等、読書に関連した活動を実施する。
- 子供と大人のための生涯学習情報発信として、Web版「みまっ誌」に図書館等で実施する子供の読書に関する事業を積極的に掲載し、市民に情報を提供する。

連携協力

- かなざわ生涯学習サイト「まなびの広場」人材バンクに、子供の読書推進に関する団体・サークルの情報を登録し、情報提供する。
- 地域学校協働活動事業において、学校図書ボランティアによる読み聞かせ等、読書推進につながる活動を実施する。

(3) 学校指導課・学校職員課

役割

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の着実な実施に向けて、学校が学校図書館の機能を十分に利活用できるよう支援し、学校図書館の充実に向けた施策を推進する。

現状・課題

(現状)

- ・学校司書を、全ての小・中学校に配置し、2021年度からは、小学校において学校司書の専任配置を進めている。2023年度の配置は、週5日（小学校17校）、週3日（小学校19校、中学校10校）、週2日（小学校18校、中学校14校）となっている。
- ・学校図書館総括及び学校図書館アドバイザーが全ての小・中学校に訪問し、適切な指導・助言ができた。また主任学校司書を設け、新任の学校司書への助言を行っている。
- ・2022年度の学校図書館の貸出冊数は、年間一人あたり小学校108.0冊、中学校16.2冊と、小学校は順調に伸びており、中学校もコロナ禍前の状況に戻っている。
- ・2022年度末の学校図書館図書標準達成率は、小学校130.9%、中学校119.3%であった。

(課題)

- ・児童生徒の多様な興味関心に応えるため、全ての小・中学校で学校図書館図書標準達成率110%を維持しながら、蔵書の適切な廃棄・計画的な図書の更新を行う必要がある。
- ・引き続き授業での学校図書館活用等、学校図書館の活用・充実を図るため、学校訪問で指導・助言をするとともに、司書教諭と学校司書が同時に参加する研修の場を増やし、両者の連携をさらに図る必要がある。
- ・情報活用センターとしての機能が発揮できるよう、図書資料だけでなく1人1台学習用端末の活用も合わせ、目的に応じた調べ学習等が行われるよう、研修や環境整備を充実させる。

取組目標

環境整備

- 全ての小中学校の学校図書館図書標準達成率110%を維持しながら、蔵書の適切な廃棄・計画的な図書の更新を行うよう促し、読書の質の向上を図る。
- ◎電子書籍の活用を促し、児童生徒の読書活動を推進する。
- ◎学校図書館における新聞配備（小学校2紙、中学校3紙）及び電子版の新聞について、授業での活用を促すとともに、児童生徒が興味をもてるような環境等の工夫を行う。

人材育成

- 学校司書の適正な配置を行い、授業での活用事例などについて研修での周知やICTを活用して共有を行い、学校司書の資質・能力の向上を図る。
- 学校図書館総括等による授業参観と、管理職、司書教諭、学校司書との懇談を行い、現場の状況を把握するとともに、授業でのより良い活用について理解を深められるようにする。

- 研修会や連絡会等で、学校図書館の積極的な活用について指導・助言を行う。
- 学校図書ボランティアの活動に関する理解を深め、学校との連携を強化するために研修会を実施する。

連携協力

- 金沢市図書館と学校図書館の連携を促進する。

(4) 教育プラザ

役割

教育と福祉の連携による子供たちの育ちを一貫してサポートする拠点として、地域教育、子育て、研修などさまざまな機能を兼ね備えた教育プラザでは、活動や交流のための場所の提供やそれぞれの機能を活かした事業展開を通して、子供の読書活動推進を支援する。

現状・課題

子供たちの育成に関わる諸団体に対し、貸室という形で活動の場を無償で提供している。また、子育てに関する情報交換の場として子育て広場を設置している。小・中学校の教職員、幼稚園教諭、保育士等が自主的に行う学習の場として、ティーチャーサポートセンターを設置している。また、講師を招いて、絵本教室を開催している。

取組目標

大人の意識啓発

- 子育て広場で開催している「育児相談会」の親子ふれあいタイムの中で、親子に対して絵本の紹介と読み聞かせを実施する。
- 専門家を招き、絵本を通じたコミュニケーション方法を学ぶ教室を開催する。

環境整備

- ティーチャーサポートセンターの図書を充実させ、それぞれの目的にそった資料環境を整備する。

人材育成

- 司書教諭及び図書館担当教諭向けの研修内容をさらに充実させる。
- 教職員研修において、教科指導の中で学校図書館を活用する方法や読書指導の意義等について啓発を行う。

(5) 子育て支援課

役割

子供・子育て支援の一環として、絵本とふれあう機会を提供する。

現状・課題

絵本交換クーポンは交付以降、交換件数が増加している。

近年、求められている子育て情報は多種多様となっており、引き続き、子供の読書に関する情報を発信していくことが必要である。

取組目標

大人の意識啓発

- 子供の読書活動を行っている機関の紹介を子育て情報として市民に提供して、読み聞かせ等を通じた親子のコミュニケーションの重要性を伝える。

環境整備

- 金沢駅こどもらんど等の親子が集う場において、読書環境を維持していく。
- 「すまいるクーポン 絵本交換券」により、金沢市図書館が推薦する図書リストの中から1冊と交換する。

人材育成

- 地域子育てサロンを実施している活動団体に対し、「読み聞かせ」など子育てに関する指導者研修を開催する。

連携協力

- 金沢市図書館に、子育て支援事業等に関する情報を提供し、拠点としての機能を支援する。

(6) 福祉健康センター

役割

子供の健やかな成長を促す視点から、乳幼児健診や子育てに関する相談・教室などを実施している。第四次計画に引き続き健診やこども広場、各種教室等に来所する乳幼児の保護者に対し読書活動の普及・啓発を行う。

現状・課題

こども広場等において、読み聞かせボランティアや保育士などが読み聞かせ等を実施し、家庭での読み聞かせを推奨している。また、こども広場の絵本コーナー等では、絵本を自由に読めるように配置しており、さらに、乳幼児健診においても絵本の紹介や読み聞かせを推奨し、会場にはさまざまな絵本を準備している。保護者への読書活動の推進を図るため、今後もより一層、保護者に乳幼児期からの読書の大切さについて、意識啓発を行っていく必要がある。

取組目標

大人の意識啓発

- 乳幼児健診等において、図書館利用や絵本の読み聞かせを推奨し、乳幼児期からの読書に対する関心を高める。また、赤ちゃん訪問時等で「すまいるクーポン 絵本交換券」について説明し、さらに、アプリなどを活用し、積極的に乳幼児期からの読書の大切さ、楽しさを情報発信することで、親子の絆を育む。
- 金沢市図書館と連携して、3か月児健康診査会場で絵本の読み聞かせ等を実施し、絵本を介して赤ちゃんと保護者が心ふれあう楽しいひとときを体験し、親子の絆を育むきっかけづくりを行う。

子どもへの働きかけ

- 絵本コーナーの雰囲気づくりや飾り付けを子供の興味をひくように定期的に改善を図る。

環境整備

- 汚れたり破損した絵本を随時新しく更新する。
- こども広場等での絵本の読み聞かせでは、子供が安全に移動し、静かな環境で親子が本にふれあうことができるよう、環境づくりに努める。

連携協力

- 金沢市図書館や地域のボランティアと連携して、こども広場の絵本コーナー等での読み聞かせ活動を行う。

(7) 青少年健全育成センター

役割

「こども金沢市史」の発行など、青少年健全育成事業を通じて、子供の歴史文化学習を推進する。

現状・課題

2020年3月に「こども金沢市史」を改訂し、最新のトピックも踏まえた内容が盛り込まれた。ジュニアかなざわ検定を受けるため、「こども金沢市史」を通して金沢の歴史や文化などを学ぶ一助となっている。また、「こども金沢市史」に関連した見学・体験プログラムを組み入れた「金沢ふるさと体験バスツアー」は、参加する子供達の調べ学習等に寄与している。

取組目標

子どもへの働きかけ

- 「こども金沢市史」等を活用した「ジュニアかなざわ検定」や「ふるさと体験バスツアー」を実施し、子供の歴史文化学習を推進する。

環境整備

- 青少年の交流拠点である長土塀青少年交流センターにおいて、子供の読書に関する活動の場としての環境を整える。

5 企業等

(1) 書店・書店商業組合

役割

書店・書店商業組合は書籍の流通・販売を通して地域の文化を支え、文化の向上に寄与する役割を担っている。子供の読書に関しても、家庭や学校などからの多種多様な書籍を求める声に応えとともに、良質な本を普及させることにも努め、子供の健全な育成に貢献する。

現状・課題

子供の本専門店や大手書店では、数千冊の児童書を店頭揃え、定期的におはなし会や読み聞かせ会を行っている店舗もある。しかし、一般の書店の店頭並ぶ児童書は、店舗全体の書籍との比率では低い傾向がある。

営業活動で学校を訪問するときには、教職員や学校司書に出版情報を提供している。

また、店舗でおはなし会等の子供の読書関連イベントを行っているが、「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間」についての独自の取り組みはあまり行われていない。

新しいメディアの台頭の影響で、児童書の出版や流通の状況が変化してきている中で、子供や子供を育てる家庭に読書の楽しさを提案できる店舗を整備していくことが課題である。

行動指針

大人の意識啓発

- 広く子供の読書活動についての関心と理解を深め、子供の読書活動を推進するために、児童書を扱うイベントや「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」の広報活動等を行う。

子どもへの働きかけ

- おはなし会や読み聞かせの会を実施し、読書の楽しみと本を紹介する活動を行い、子供が本や読書に興味を持つよう促す。

環境整備

- 各書店の独自性を生かしながら児童書コーナーを充実させ、多種多様な本との出会いの場をつくり、本を選べる環境づくりに努める。
- ベストセラーや新刊書のほか、親から子へ読み継いでいきたい本や定評のある本を常備し、顧客の相談に応じられる店員を配置する。
- 絶版となった良書については、オンデマンド版の出版情報や復刊情報を発信する。

連携協力

- 学校、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の教職員に、児童書の出版情報を提供する。
- 金沢市図書館に、郷土関係資料の出版情報を提供する。
- 優れた読書活動を行う団体を表彰する。
- 金沢市が実施する3か月児健康診査会場での絵本の読み聞かせ等に協力する。

国際理解

- 金沢市図書館や学校に、海外の児童書についての出版・流通情報を提供する。

（2）報道機関

役割

広く社会に向けて、子供の読書に関する情報を発信し、子供の読書活動に対する関心を高めるうえで効果の高い働きをなす。また、社会が一体となって子供の読書活動を推し進めていくうえで必要となる世論の醸成に大きな役割を果たす。

現状・課題

新聞社や放送局等報道機関は、児童図書の紹介記事や子供の読書に関わる情報を取材・発信することで、市民の読書への興味関心を喚起している。また、読み聞かせ事業の実施や絵本の原画展等のイベントに協力することで、読書活動の推進に取り組んでいる。

行動指針

大人の意識啓発

- 新聞記事や放送を通し、広範囲の市民に子供の読書に関する情報の提供等を行い、市民の意識啓発を図る。

子どもへの働きかけ

- 子供が読書に対する興味を喚起するような魅力ある事業・イベントを実施する。

連携協力

- 図書館や学校、各施設、子供の読書活動を支援する団体の活動やイベントを新聞記事や放送により周知し、その活動を支援する。

(3) 一般企業等

役割

一般企業等は、社会貢献の一環や地域の一員として、子供の読書活動を直接的あるいは間接的に支援する。

また、従業員に対して子供の読書活動の重要性を啓発するとともに、従業員が取り組む読書活動を支援する。

現状・課題

一般企業等においては、企業等単独で、あるいは複数の企業等が加盟する団体を通じて、学校や行政等に対し子供の本の寄附を行うなど、子供の読書活動に関わる支援を行っている。また、従業員への研修、教育や福利厚生活動の中で、子供の読書活動に関わる啓発・支援が望まれる。

しかし、一般企業等が行う社会貢献活動や従業員教育などの活動範囲は広く、子供の読書活動の啓発・支援はそのひとつである。

行動指針

大人の意識啓発

- 子供の読書活動の推進に関わる施設や団体などに対し、会社施設の開放や従業員によるボランティア活動やイベントの支援を行う。
- 従業員教育等の中で、子供の読書への理解を深めるテーマを取り上げるとともに、従業員が家庭内で行う読書活動の取り組みを支援する。

子どもへの働きかけ

- 子供の読書に対する興味を喚起するような魅力ある事業・イベントを実施する。

環境整備

- 子供の読書活動を行っている施設等が必要とする図書や設備等の整備のための寄附を行う。

連携協力

- 子供の読書活動を推進するボランティア団体などに対し、活動支援を行う。

■ 「金沢子ども読書推進プラン 2024（第五次）」の 推進体制と計画の点検・評価 ■

「金沢子ども読書推進プラン 2024（第五次）」の具現化を積極的、効果的に進めていくためには、家庭、学校等、地域、行政、企業等の一体となった取り組みと、情報を共有しお互いに協力しあう体制の確立が必要である。

このため、「金沢市子ども読書活動推進会議」において、各方面での取り組みの進捗状況や実施結果について点検・評価を行うとともに各行動主体や読書関係団体との情報交換・共有等を図り、連携強化とネットワークの形成を育み、より一層の子供読書活動の推進を図る。

推進計画策定後のイメージ図

